

事業系古紙類のリサイクルルートへの誘導について

1 現状と課題

クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物の中には、古紙類が多数を占めている状況であり、令和元年度に実施しました一般廃棄物のごみ組成調査でも、事業系一般廃棄物の中に11.5%の資源化可能な古紙類が含まれているという結果が示されています。

今後、クリーンセンターへの持込事前申請制度の導入にあわせ、事業系古紙類の持ち込みを抑えるため、古紙類のリサイクルルートへの誘導により排出抑制を行います。

なお、すでに市役所各所属からの機密書類等の文書については、令和3年1月15日付けで庁内周知をし、古紙リサイクル業者へ持込み、リサイクルするよう運用しているところです。

2 令和3年10月1日からの取組

- ・焼却ごみの削減およびリサイクル推進の観点から、事業系古紙類のリサイクルを推進します。
- ・市内の排出事業所に対して古紙回収事業所でリサイクル処理をするよう、周知啓発します。
具体的には、排出事業所に対して、電話での周知やチラシの送付を行うほか、古紙回収事業所を紹介します。また、クリーンセンター搬入時においても制度を周知啓発します。
- ・今後、市職員の事業所訪問の際に情報提供する等の啓発手法についても検討します。

3 取組後のイメージ【効果】

